

# 総務環境委員会資料

平成29年12月6日

## 目 次

1 支援に係る京都市の条例との比較	1
2 局区の権限等及び連携体制	3
3 条例（案）上の措置に係る実施主体及び責任者	4
4 他都市における対象となる建物等の考え方	5
<参考>	
関係法令等の対象となる条件及び措置	6

環 境 局

# 1 支援に係る京都市の条例との比較

## (1) 京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例

### (相談及び情報の提供等)

第8条 本市は、不良な生活環境を解消するための取組について、要支援者又は自治組織からの相談に応じ、これらのものに対し、必要な情報の提供及び助言を行わなければならない。

2 前項の規定は、要支援者が抱える生活上の諸課題を解決するための取組について準用する。

### (支援の方法)

第9条 本市は、要支援者の意思に従いつつ、必要に応じて自治組織及び関係する行政機関その他の関係者と協力して、不良な生活環境を解消するための支援を行わなければならない。

2 前項の支援を行う場合において堆積している物があるときは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱いの形態、取引価値の有無、要支援者の意思その他の事情を総合的に勘案し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物とその他の物とを分別するものとする。

3 第1項の支援を受けた者は、別に定める場合を除き、当該支援に要した費用を負担しなければならない。

4 前項の費用の額は、別に定める算定基準に従い、市長が算定して通知する額とする。

### (支援の際の留意事項)

第10条 要支援者の不良な生活環境を解消するための取組は、この章の規定による支援を基本とし、これと次章の規定による措置とを適切に組み合わせて行われなければならない。

## (2) 名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例（案）

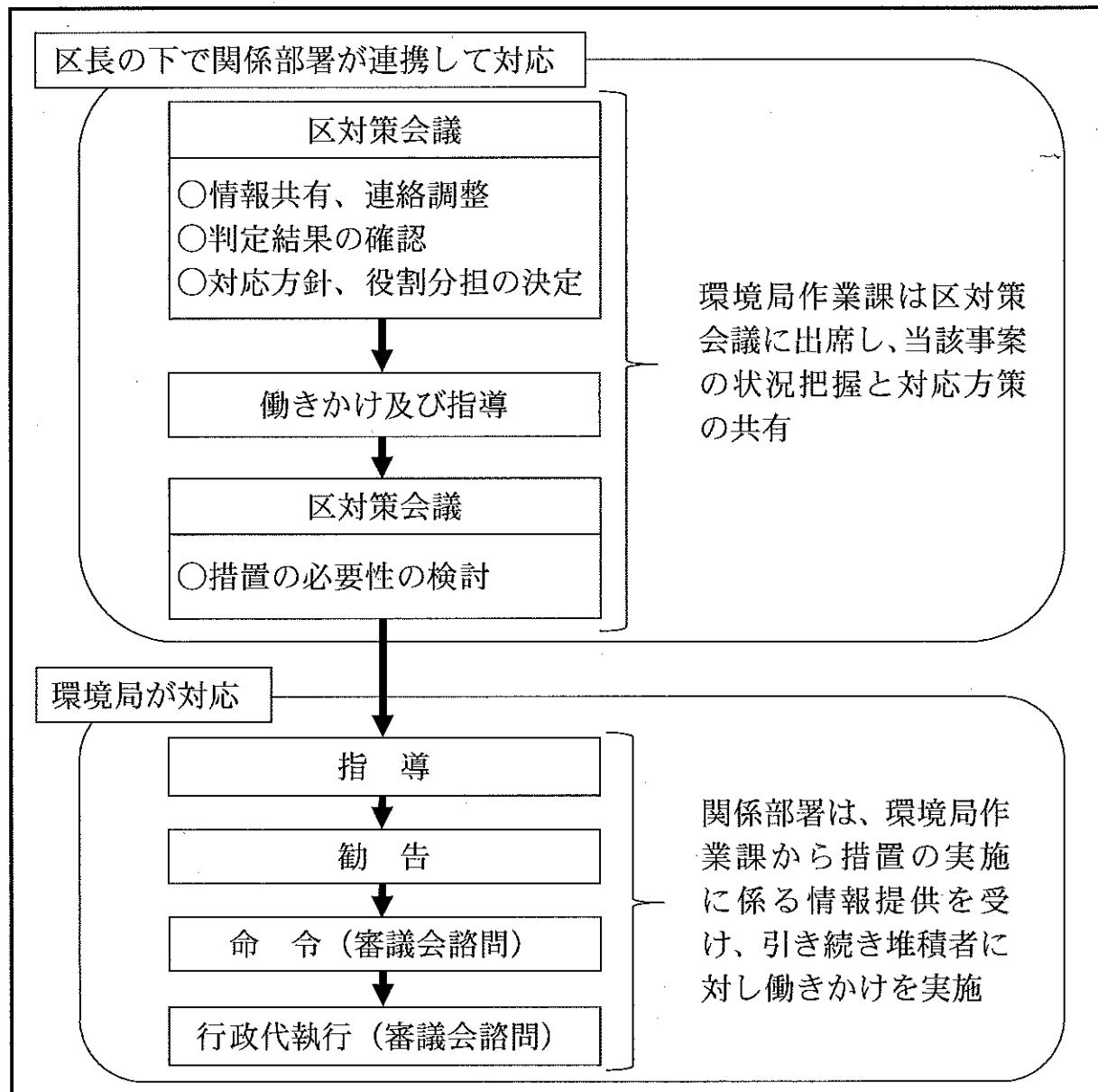
### （支援）

第7条 市長は、建物等における不良な状態を解消し、又はその発生を防止するため、当該建物等の居住者に対し、その解消又は発生の防止に資する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うことができる。

2 市長は、建物等の居住者が自ら当該建物等における不良な状態を解消することが困難であると認めるときは、当該居住者に対し、経費の支出を要する支援を行うことができる。この場合において、当該支援を行おうとするときは、あらかじめ、名古屋市住居の不良堆積物対策審議会の意見を聴かなければならない。

## 2. 局区の権限等及び連携体制

### (1) 区長と局長の権限の及ぶ範囲と業務フロー



### (2) 局区の連携体制

#### ア 条例検討時から現在までの連携

- ・条例案を含む対策検討のため、関係局区の部長級、課長級職員からなるプロジェクトチーム会議、幹事会を開催
- ・局間連携のため、関係局の課長級職員を環境局主幹として兼務又は併任

#### イ 条例制定後の連携

- ・不良な状態の解消に向けた対応方針、役割分担を協議するため、各区に「区対策会議」を設置し、関係部署及び環境局作業課が出席
- ・不良な状態を早期に解決するため、関係局区間の連携する体制を構築

### 3 条例（案）上の措置に係る実施主体 及び責任者

条例（案）上の 措 置	実施主体		責 任 者
	区内公所等	環境局	
指 導 (第8条第1項)	○	○	市 長
勧 告 (第8条第2項)	—	○	市 長
命 令 (第9条第1項)	—	○	市 長
行政代執行 (第10条第1項)	—	○	市 長

(注) 区内公所等とは、環境事業所、土木事務所、消防署及び保健所

## 4 他都市における対象となる建物等の考え方

自治体名	定 義	対象となる建物等の考え方			倉庫として 使用する建物	
		住居		居住 していない		
		居住 している				
横浜市	建築基準法第2条第1号に規定する建築物及びその敷地	○	○	○		
京都市	建築基準法第2条第1号に規定する建築物及びその敷地	○	○	○		
大阪市	本市の区域内に存する建物及びその周辺の土地	○	×	×		
神戸市	市の区域内に存する建物及びその周辺の土地	○	※	○		

(注1) 対象となる建物等の考え方の「居住していない住居」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法上の「空家等」に該当しないもの

(注2) 神戸市の「※」とは、「神戸市空家空地対策の推進に関する条例」又は「神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例」のいずれかで対応するもの

# <参考> 関係法令等の対象となる条件 及び措置

法 令 等	対象となる条件			措 置
	建物	居住	状 態	
住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例 (案)	あり	あり	物品等の堆積又は放置により、周辺の生活環境に著しい支障が生じている状態	・指導 ・勧告 ・命令 ・行政代執行
空家等対策の推進に関する特別措置法	あり	なし	空家等により、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態	・助言又は指導 ・勧告 ・命令 ・行政代執行
安心・安全で快適なまちづくりなごや条例	なし	なし	雑草の繁茂等により、周辺の生活環境を悪化させている状態	・助言又は指導 ・勧告（雑草の繁茂のみ）
消防法	—	—	火災の予防に危険であると認める場合等	・指導 ・命令 ・行政代執行
火災予防条例	—	—	・建物周辺の可燃物が整理されていない場合 ・火災発生や燃焼のおそれのある物件がある場合等	・指導

(注1) 空家等対策の推進に関する特別措置法の「居住なし」とは、居住その他の使用がなされていないことが常態であること

(注2) 消防法及び火災予防条例は、建物と居住の有無は条件としない。

